

令和 7 年 1 月 19 日

第 4 回江津市議会定例会

議案



議案第 70 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
別紙のとおり、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 19 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 1 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年江津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号の表を次のように改める。

自動車等の使用距離（片道）	通勤手当の額
2キロメートル以上5キロメートル未満	2,000
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400
20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500
25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600
30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700
35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800
40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900
45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100
50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300
55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500
60キロメートル以上	38,700

第15条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「6,600円」を「6,900円」に改める。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改め、同号括弧内の「100分の52.5」を

「100分の55」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
前	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
再任	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
用	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
短時	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
間	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
勤務職員以外の職員	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
12	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
13	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
14	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
15	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
16	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
17	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
18	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000

19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700
20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300
21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000
22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100

47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	

75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	268, 300	307, 800	358, 100			
94		308, 000	358, 400			
95		308, 300	358, 800			
96		308, 700	359, 100			
97		308, 900	359, 400			
98		309, 200	359, 800			
99		309, 500	360, 200			
100		309, 900	360, 600			
101		310, 100	361, 100			
102		310, 400	361, 500			

	103		310,700	361,900			
	104		311,000	362,300			
	105		311,200	362,800			
	106		311,500	363,200			
	107		311,800	363,500			
	108		312,100	363,800			
	109		312,300	364,200			
	110		312,600				
	111		313,000				
	112		313,300				
	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定 年 前 再 任		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

用 短 時 間 勤 務 職 員						
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の55」を「100分の53.75」に改める。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年江津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

会計年度任用職員給料表

(単位：円)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100

5	200, 300	247, 500
6	202, 000	248, 900
7	203, 600	250, 300
8	205, 200	251, 700
9	206, 700	253, 100
10	208, 400	254, 300
11	210, 000	255, 600
12	211, 600	256, 900
13	213, 100	258, 100
14	214, 800	259, 300
15	216, 500	260, 500
16	218, 200	261, 700
17	219, 400	262, 800
18	221, 000	263, 900
19	222, 600	265, 000
20	224, 100	266, 100
21	225, 600	267, 000
22	227, 200	268, 000
23	228, 800	269, 000
24	230, 400	270, 000
25	232, 000	271, 000
26	233, 700	271, 900
27	235, 000	272, 700
28	236, 300	273, 600
29	237, 600	274, 400
30	238, 700	275, 200
31	239, 800	276, 000
32	240, 900	276, 700

33	242, 000	277, 400
34	242, 900	278, 200
35	243, 800	279, 000
36	244, 800	279, 600
37	245, 800	280, 300
38	246, 700	281, 100
39	247, 600	281, 800
40	248, 400	282, 500
41	249, 200	283, 200
42	249, 900	283, 900
43	250, 500	284, 600
44	251, 100	285, 300
45	251, 800	286, 000
46	252, 400	286, 600
47	253, 000	287, 300
48	253, 600	287, 900
49	254, 100	288, 600
50	254, 700	289, 200
51	255, 300	289, 900
52	255, 800	290, 600
53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500

61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600
82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400

89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94		308, 000
95		308, 300
96		308, 700
97		308, 900
98		309, 200
99		309, 500
100		309, 900
101		310, 100
102		310, 400
103		310, 700
104		311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800
108		312, 100
109		312, 300
110		312, 600
111		313, 000
112		313, 300
113		313, 500
114		313, 700
115		314, 000
116		314, 400

117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年江津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	円 405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。））による改正後の会計年度任用職員条例の規定及び第4条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条例第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定並びに第4条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の会計年度任用職員条例又は第4条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 71 号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
別紙のとおり、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 29 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第　　号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条　市長等の給与に関する条例（昭和29年江津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条　市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

3　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第 72 号

江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 19 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第　　号

江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条　江津市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年江津市条例第97号）
の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条　江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。
第5条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附　則

（施行期日等）

- 1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2　第1条の規定による改正後の江津市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3　改正後の報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 73 号

令和 7 年度島根県江津市一般会計補正予算(第 7 号)を定めることについて

令和 7 年度島根県江津市一般会計補正予算(第 7 号)を、別冊のとおり定める
ものとする。

令和 7 年 1 月 19 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 74 号

令和 7 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を
定めることについて

令和 7 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を、別
冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 月 19 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 75 号

令和 7 年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)
を定めることについて

令和 7 年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)を、
別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 月 19 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 76 号

令和 7 年度島根県江津市水道事業会計補正予算(第 2 号)を定めることに
ついて

令和 7 年度島根県江津市水道事業会計補正予算(第 2 号)を、別冊のとおり定
めるものとする。

令和 7 年 1 月 19 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 77 号

令和 7 年度島根県江津市下水道事業会計補正予算(第 2 号)を定めること
について

令和 7 年度島根県江津市下水道事業会計補正予算(第 2 号)を、別冊のとおり
定めるものとする。

令和 7 年 1 月 19 日提出

江津市長 中 村 中